

○鴻巣市設計等業務委託最低制限価格制度実施要綱

令和5年3月8日市長決裁

鴻巣市設計等業務委託最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市が発注する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計等業務」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象設計等業務)

第2条 最低制限価格を設ける設計等業務（以下「対象設計等業務」という。）は、予定価格が50万円を超える設計等業務とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次に定める方法により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 別表業種区分の欄に定める業務ごとに、それぞれ当該対象設計等業務の予定価格の算出の基礎となった当該1の欄から4の欄までに定める額を合算して得た額（当該対象設計等業務が複数の業種を一括して発注するものである場合にあつては、それらがそれぞれ該当する業種区分の1の欄から4の欄までに定める額を一括合計して得た額）とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額が当該予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該10分の9を乗じて得た額とする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額が当該予定価格に110分の100を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額

に満たない場合にあっては、当該3分の2を乗じて得た額とする。

(4) 第1号又は第2号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(5) 第3号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象設計等業務の予定価格に3分の2を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(最低制限価格の記載)

第4条 対象設計等業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要綱の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(入札結果の通知及び公表)

第6条 入札執行者は、落札者を決定したときは速やかに落札者に落札結果通知を行い、入札結果を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札結果表を閲覧により公表するとともに、電子入札共同システム及び鴻巣市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

業種区分	1	2	3	4
------	---	---	---	---

測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
	直接人件費	直接経費の	技術経費の	諸経費の額

	の額	額	額に10分の6を乗じて得た額	に10分の6を乗じて得た額
--	----	---	----------------	---------------

備考

- 1 この表に定める額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分けるものとする。
- 3 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても、地質調査業務の3の欄により算出するものとする。